



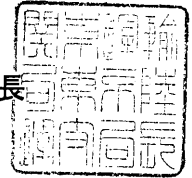
東陸旅第 2365 号の2

東陸貨第2053-2号の2

平成14年 1月31日

社団法人東京都個人タクシー協会会長 殿

関東運輸局東京陸運支局長



道路運送法上の申請に対する処分に関する標準処理期間  
について

標記について、関東運輸局長及び東京陸運支局長権限に係る標準処理期間を新たに定めたので、内容を了知されるとともに関係者に対して周知徹底方取り計らわれたい。

## 公 示

### 道路運送法上の申請に対する処分に関する標準処理期間について

道路運送法（以下「法」という。）上の以下の申請について、事案の迅速処理を図るため、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

なお、標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

1. 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
2. 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
3. 1人1車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間等

平成14年1月31日

関東運輸局長	上子道雄
東京陸運支局長	向良一
神奈川陸運支局長	瀬谷憲雄
埼玉陸運支局長	富田征弘
群馬陸運支局長	瀬下幸夫
千葉陸運支局長	小林一雄
茨城陸運支局長	会田幸治
栃木陸運支局長	嵯峨康志
山梨陸運支局長	佐藤市夫

## 記

### 1. 事業の許可（法第4条第1項、法第43条第1項）

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」

（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）

で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月とする。

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 3ヶ月

- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 3ヶ月  
なお、福祉輸送サービスに限る事業に係るものについては2ヶ月とする。
- (4) 特定旅客自動車運送事業 3ヶ月

2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項、法第43条第5項（法第15条準用））

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

イ. 路線の新設に関するもの 3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。

ロ. 路線の新設以外のもの 2ヶ月

なお、地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業 2ヶ月

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業

イ. 営業区域の拡大に係るもの 3ヶ月

なお、福祉輸送サービスに限る事業に係るものについては2ヶ月とする。

ロ. イ以外のもの 2ヶ月

(4) 特定旅客自動車運送事業 2ヶ月

3. 運賃料金の認可（法第9条第1項、法第9条の3第1項）

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

上限運賃料金の認可 3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業

イ. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月17日付け公示）記1に規定する運賃改定に係るもの

同公示記2に規定する申請の受付期間終了後の翌日から6ヶ月

ロ. イ以外のもの 申請の受付から3ヶ月（法第89条の規定に基づき、意見の聴取があったものについては4か月）

4. 運送約款の認可（法第11条第1項） 1ヶ月
5. 協定の認可（法第19条第1項） 3ヶ月
6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 3ヶ月  
なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月とする。
7. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 3ヶ月  
なお、一般乗用旅客自動車運送事業について福祉輸送サービスに限る事業に係るものについては2ヶ月とする。
8. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項） 3ヶ月  
なお、一般乗用旅客自動車運送事業について福祉輸送サービスに限る事業に係るものについては2ヶ月とする。
9. 相続の認可（法第37条第1項） 2ヶ月
10. 自家用自動車の有償運送の許可（法第78条第1項第3号） 1ヶ月
11. 自家用有償旅客運送の登録（法第79条） 1ヶ月
12. 自家用自動車の貸渡しの許可（法第80条第1項）
  - （1）貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しであって、乗車定員11人以上の自動車を含むものにあつては2ヶ月
  - （2）貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しであつて、（1）以外のものにあつては1ヶ月
13. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可（法第83条） 1ヶ月

#### 附 則

1. 本標準処理期間は平成14年2月1日以降受付た申請について準用する。
2. 平成14年1月31日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

#### 附 則（平成16年9月24日 一部改正）

1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成16年10月1日以降受付た申請について適用する。
2. 平成16年9月30日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

附 則（平成 17 年 4 月 8 日 一部改正）

1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成 17 年 5 月 1 日以降受付た申請について適用する。
2. 平成 17 年 4 月 30 日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

附 則（平成 18 年 9 月 27 日 一部改正）

1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成 18 年 10 月 1 日以降受付た申請について適用する。
2. 平成 18 年 9 月 30 日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日 一部改正）

1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成 20 年 7 月 1 日以降受付た申請について適用する。
2. 平成 20 年 6 月 30 日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日 一部改正）

1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成 24 年 7 月 31 日以降受付た申請について適用する。
2. 平成 24 年 7 月 30 日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。